

平戸市監査公表第6号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和8年4月3日

平戸市監査委員 大浦 雄
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

教育委員会教育総務課
教育委員会学校教育課

第3 監査の期間

令和6年8月22日から23日まで

第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：教育委員会教育総務課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1 平戸市奨学資金貸付基金運営委員会について</p> <p>平戸市奨学資金貸付基金条例第12条第2項で、運営委員会の委員の組織を定めているが、同第2号に掲げる教育委員1人が委嘱されていなかった。同条例に基づき適切な事務執行に努められたい。</p>	<p>令和7年度から教育長に代わり教育委員1人を委嘱している。</p>
	<p>2 契約事務について</p> <p>教育総務課では、学校施設・設備の改修工事をはじめ多くの維持修繕や保守業務を行っているが、その契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則などの関係例規に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平戸市契約規則などの関係例規に基づき担当による適切な処理を徹底し、また、班内のチェック体制を強化することで、契約事務において不備がないよう改善している。</p>
	<p>(1) 令和5年度に指名競争入札で売買契約を締結した田平学校給食共同調理場事務所空調購入において、契約物品が納期までに入手できないとして同等品納入物品の変更契約を行っているが、決裁において、変更契約の根拠となる「納期までに入手困難となった理由」が明記されていなかった。また、変更契約の前に業者から提出されるべき同等品承認願が提出されていなかった。</p>	
	<p>(2) 令和5年度に指名競争入札で契約した学校給食備品購入（電気式食器消毒保管機1,668,700円、自動手指洗浄消毒器1,166,000円、トラックイン用コンテナ1,485,000円）の各契約書において、契約保証金の</p>	

区 分	内 容	措置状況
	<p>免除条項が平戸市契約規則第 33 条第 4 号となっていた。同号は、契約金額が第 23 条別表に定める額（財産の買入れ 80 万円）の範囲内となっておらず該当しない。</p>	
	<p>(3) 田平北小学校、平戸小学校、中野小学校における令和 4 年度教育活動支援事業備品購入（児童用机及び椅子）において、随意契約にかかる見積書及び価格決定伺はあったが、執行伺及び見積徴取伺が作成されていなかった。</p>	
	<p>(4) 令和 4 年度に中野小学校及び大島中学校のカラー複合機の機械保守及び消耗品等の供給に関する契約を締結していたが、契約書のみで契約締結伺がなかった。また、契約期間の記入がなかった。</p>	
	<p>(5) 令和 4 年度の学校施設修繕等（大島小学校体育館倉庫爆裂部補修工事など複数件）において、随意契約による見積依頼や請書に「仕様書のとおり」としているが、仕様書がなく、具体的な修繕の内容が不明なものが見られた。</p>	
	<p>(6) 平戸市契約規則第 23 条別表（委託契約 50 万円）に定める額を超える契約について、随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することになっているが、令和 4 年度「GIGA スクール構想ネットワーク運用保守業務 1,584,000 円、教育機関用統合基盤保守運用業務委託 792,000 円」において作成されていなかった。</p>	

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：教育委員会学校教育課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1. 準公金団体の現金取り扱いについて</p> <p>令和4年度平戸市学校保健会の事務処理において、市内にある4つの県立高等学校等から負担金 11,680円を徴収しているが、その事務処理は、令和4年9月8日に納付を依頼し、4校から現金を受領、翌年1月17日にまとめて入金（収入処理）している。その間、現金は教育委員会の金庫に保管されていたが、現金の受け取りから入金処理まで長期間となっていることから、平戸市準公金等取扱事務処理要領に基づき適正に管理されたい。</p>	<p>令和7年度から県立高等学校へ負担金納入を依頼する際に、口座振り込みにて納入するよう通知する。</p> <p>振込手数料等の理由でこのことが困難な場合は、現金を預かった後、直ちに入金する。</p>
意見	<p>1. ICT教育環境整備事業について</p> <p>市内小・中学校の児童生徒に対し、1人1台端末（Chromebook）の整備を図り、各校でミライシード等のソフトウェアを活用し授業や宿題などで利用され、その端末による授業での使用状況は、全国学力・学習状況調査において回答結果集計がなされていた。しかしながら、そのアンケートは小学6年生及び中学3年生を対象としており、その使用状況は、同一学校内においても「ほぼ毎日」、「週3回以上」、「週1回以上」、「月1回未満」までと内容にばらつきがあり、主観的、感覚的な回答と推測された。については、今後の学習指導の資料として検討を行う上でも、各</p>	<p>令和7年度からは、さらにアンケート結果の信頼性を高めていく上でも、教職員のアンケート結果を添えて実際の使用状況の把握に努めていく。</p>

区 分	内 容	措置状況
	校において教員を含めて実際の使用状況の把握に努められたい。	